

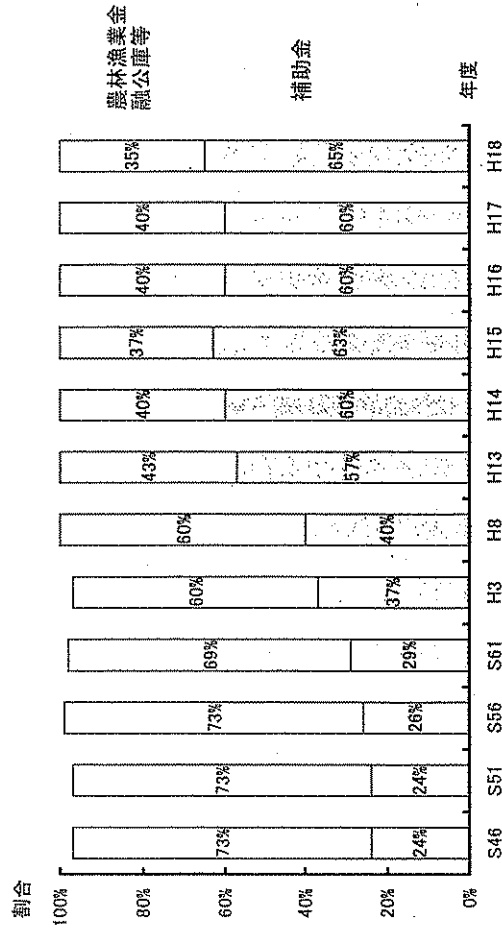
林業会社に対する補助、融資、
地方財政措置などの取り組み

平成20年11月5日
「(第1回)林業会社の経営対策等に関する検討会」
林野庁配付資料より抜粋

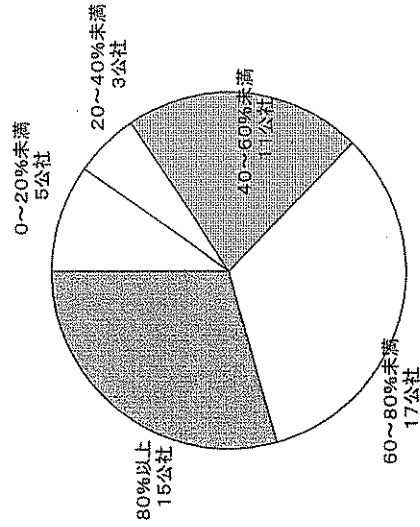
○林業会社に対し補助事業、融資、融資、地方財政措置など様々な助成措置を講じてきたところ。

<p>① 補助事業</p>	<p>◇造林、間伐等の森林整備に対し、国及び都道府県で補助</p> <p>◇非皆伐施業の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の間伐は9 齢級まで(45年生まで)補助。 ・ 公的森林については、10～12 齢級(46～60年生)の人工林を対象に、高率の補助(国と県あわせて実質85～90%)により、抜き切りを助成(抜き切り後は天然更新により広葉樹を育成) ・ 複層林造成のため、18 齢級まで(90年生まで)の抜き切りの助成(長期育成循環施業) ・ 非皆伐へ転換するための地元説明会の開催や契約変更に向けた取組への支援を行う事業の創設(平成20年度新規)
---------------	--	---

■ 直接事業費に占める資金内訳 (年度別)



■ 国庫補助事業の活用率 (H18年度までの累計)



資料：林野庁業務資料

資料：林野庁業務資料

② 金融措置

◇造林資金等による支援
(農林漁業金融公庫)

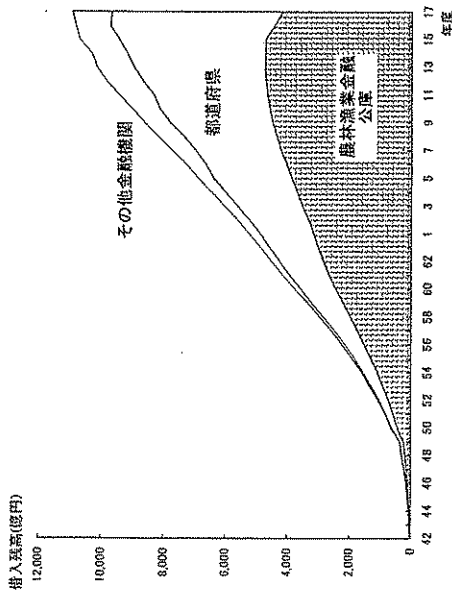
- ・平成3年に施業転換資金制度を創設し、金利負担を軽減するとともに、償還期間を55年まで延長(施業転換資金：伐期の長期化、複層林の造成のために農林漁業金融公庫が貸し付ける資金(平成19年度まで))
- ・利用間伐に必要な資金と既往農林公庫資金の当該年度の償還元金の円滑な支払いに必要な資金を併せて貸し付ける資金の創設(平成20年度新規)

- ・無利子資金との併せ貸しにより金利の引き下げ等

◇都道府県の支援

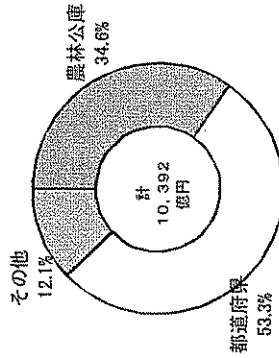
- ・無利子資金の貸し付け、金融機関の借入資金の利子助成
- ・借入金の損失補償等

■林業公社の借入金残高の推移



資料：林野庁業務資料

■林業公社全体の借入金残高
(H20年3月末)



資料：林野庁業務資料

■都道府県貸付金の無利子化の状況
(H17.3.31現在)

年度	新規分		既往分	
	公社数	累計	公社数	累計
S36	1	1	1	1
S42	1	2	1	2
H7			1	3
H9	1	3	1	4
H10	4	7	1	5
H11	4	11	2	7
H12	3	14	5	12
H13	6	20	6	18
H14	2	22	2	20
H15	2	24	4	24
H16	1	25	1	25

資料：林野庁業務資料

③ 地方財政措置

◇公有林野整備事業債のほか、間伐等の森林整備の促進に対する交付税措置等

- ・都道府県が行う公社への無利子資金の貸し付け、利子補給に対する特別交付税措置等